

トピックス

- 金誠同達の多くの業務分野と弁護士、チェンバース&パートナーズの「グローバル法律ガイドライン 2025」でランク入り
- 金誠同達の 13 名の弁護士、深セン国際仲裁院の仲裁員に選定される

法令速報

- 人的資源社会保障部、「従業員通年月間平均労働時間・月次賃金換算の問題に関する通知」を公開
- 「柔軟な退職制度の実施に関する暫定弁法」、実施される
- 国務院独占禁止反不正当竞争委員会、「薬品の分野における独占禁止に関するガイドライン」を公開

弁護士コラム

- 中国の登記当局における資本金粉飾対策の強化と役員登記強制抹消への協力的な姿勢

**金誠同達の多くの業務分野と弁護士、チェンバース&パートナーズの「グローバル法律ガイドライン 2025」で
ランク入り**

世界的にも著名な法律格付け機構であるチェンバース&パートナーズ(Chambers and Partners)は 2025 年 2 月 13 日、「グローバル法律ガイドライン 2025」(Chambers Global Guide 2025)のランキングリストを公開しました。前回の同機構の中華圏ガイドラインへの掲載に続き、金誠同達は確かな専門能力の水準とクライアントの皆さまからの高いご評価をもとに、グローバルガイドラインにおけるご推薦も賜り、計 7 項目の業務分野にて同リストにご掲載いただきました。これらの分野は具体的には次のとおりとなっています。

- 国際貿易/WTO: 申立てへの対応

- エネルギー・自然資源
- 国際貿易:税関・輸出管理・経済制裁
- 国際争議・越境争議
- 争議解決
- 会社/M & A
- 資本市場:証券化・金融派生商品

金誠同達の 13 名の弁護士、深セン国際仲裁院の仲裁員に選定される

深セン国際仲裁院 (SCIA) の第三回理事会第十次会议は先日、審議の上、新たな「深セン国際仲裁院仲裁員名簿」を公開しました。同名簿は 2 月 21 日から正式に起用されています。金誠同達からは計 13 名のパートナーが続投し、または新たに採用され、同名簿に掲載されています。

金誠同達の仲裁弁護士チームはいずれも中国国内の有名ロースクールの卒業後に豊かな学識と実務経験を備え、多くの者はその他の法域における学歴と弁護士従業資格も保持しており、幅広い国際的な視野と豊富な現地における経験を蓄積しています。金誠同達の多くの弁護士は目下、中国国際経済貿易仲裁委員会、北京仲裁委員会、上海仲裁委員会、上海国際経済貿易仲裁委員会、深セン国際仲裁院、および深セン・武漢・広州・青島・成都・重慶・ハルビン等の地区の仲裁員を担当しています。

人的資源社会保障部、「従業員通年月間平均労働時間・月次賃金換算の問題に関する通知」を公開

2025 年 1 月 1 日をもって「全国旧正月・記念日休暇弁法」における祝日は 11 日から 13 日に調整されており、これは従業員の一年間における労働時間と賃金の換算方法に影響を及ぼす。具体的な内容は次のとおりとなっている。

1. 通年の労働日は 365 日から 104 日の週休と 13 日の祝日が控除された後の 248 日となり、これにより四半期間の労働日は 62 日、月間の平均労働日は約 20.67 日としてそれぞれ算出される。
2. 一日 8 時間を基数として各周期における労働時間数は算出される。
3. 月間賃金計算日数は約 21.75 日 $[=(365-104) \div 12]$ として統一的に算出され、これにより日次賃金と時間賃金の換算公式が得られる。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202501/content_6995777.htm)

「柔軟な退職制度の実施に関する暫定弁法」、実施される

人的資源社会保障部・中国共産党中央委員会組織部・財政部の「柔軟な退職制度の実施に関する暫定弁法」(以下「退職弁法」という。)に関する通知は 2025 年 1 月 1 日をもって発効している。「退職弁法」は計 14 条から構成されており、主な内容は以下のとおりとなっている。

1. 柔軟な早期退職の条件と流れの明確化。従業員は最低保険料納付年限を満たしている場合には、早期退職を自発的に選択することができ、繰り上げられる退職時期と法定退職年齢との間隔は最長でも3年を超過しない。従業員は柔軟な早期退職を自発的に選択する場合には、本人の選択する退職時期の少なくとも3か月前までに書面の形式をもって自らが在籍する組織に告知する。

2. 柔軟な退職遅延制度の規範化。従業員は組織との協議を通じた合意を経て退職を遅延させることもでき、繰り下げられる退職時期と法定退職年齢との間隔も最長で3年を超過しない。従業員と当該従業員が在籍する組織は事前の1か月前までに退職時期等の事項を書面をもって明確にしなければならない。退職時期の柔軟な遅延の確定後においてはこれを再度延長させることができない。退職遅延期間においては労働関係または人事関係が延長継続し、組織と従業員は法定の義務を履行しなければならないが、協議を通じて合意に達した場合には、退職の柔軟な遅延を終了させることもできる。

3. 柔軟な退職に係る年金受給申請制度の明確化。当該従業員が在籍する組織は遅くとも従業員の退職予定日より前に規定のとおり基本年金受給申請を社会保険業務取扱機構に提起しなければならない。社会保険業務取扱機構は基本年金受給申請に対する審査を速やかに行わなければならない。従業員は審査を通過した退職月の翌月から基本年金の受給を開始する。基本年金を既に受給している者を対象とする柔軟な退職に係る年金受給申請は受理されない。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202501/content_6995747.htm)

国务院独占禁止反不正当竞争委员会、「薬品の分野における独占禁止に関するガイドライン」を公開

薬品の分野における独占行為の有効な予防と制止、市場の公平な競争の保護および消費者の利益と社会公共の利益の保障を目的として国务院独占禁止反不正当竞争委员会は1月23日、「薬品の分野に関する独占禁止ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公開した。「ガイドライン」は全7章、計55条から構成されており、主な内容は以下のとおりとなっている。

1. 薬品の分野における独占禁止をめぐる監督管理の総体原則の明確化。同分野における独占禁止法執行の基本準則の整理、ならびに事業者団体と事業者(インターネット事業者を含む。)の法令に厳格に従った経営活動の展開、自律性の強化および完備された独占禁止コンプライアンス管理制度の構築の義務化

2. 薬品の分野における独占的協定行為の表現形式の細分化。同分野における典型的な水平的協定・垂直的協定行為の列举、独占禁止法執行機構の認定上の原則と考え方の明確化、新型の独占的協定行為の表現の概括、「独占禁止法」規制のリバースペイメントへの適用上の考量要素の総括、実質的なほう助の組織・提供を通じた独占的協定達成の主な方法とこれに伴う法的責任の明示、独占的協定の不禁止規定や免除規定等の適用条件の細分化、より明確な指導の事業者への提供

3. 薬品の分野における市場支配的地位濫用行為の認定規則の整備。同分野における事業者の市場支配的地位の保持に対する認定上の考量要素の細分化、市場支配的地位濫用の頻出表現形式の列举、新型の市場支配的地位濫用行為の具体的な表現形式の明確化

4. 薬品の分野における企業結合審査上の考量要素の深化。同分野における企業結合審査上の総体的分析フレームワークの構築、一部の企業結合行為のうち、法定申告基準には達していないものの競争排除・制限効果を生じさせる可能性が依然として残されている状況を対象とする国务院独占禁止法執行機構から関連事業者への申告実施要求の可能化、企業結合競争分析上の具体的な考量要素の更なる明確化、企業結合の特徴を踏まえて制限条件が付加される具体的な類型の列举

5. 薬品の分野における独占行為に伴う法的責任の明確化。共同懲戒制度の強調・完全化、法執行の過程において同分野におけるその他の法令・規律違反問題の糸口が発覚した場合における業界監督管理部門・公安機関・共産党紀律検査機関・国家監察機関等の関連組織への速やかな送致義務と当該関連組織による処理の明確化、法定刑の範囲内・範囲外における処罰の軽減・加重が行われる具体的な状況の明確化

(法規原文:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdxdgknr/fldzfys/art/2025/art_4f615267290d443f9b4e571774ed3d2a.html)

中国の登記当局における資本金粉飾対策の強化と役員登記強制抹消への協力的な姿勢

弁護士 姜雨潤

2024 年 12 月 20 日、中国の商業登記を管轄する国家市場監督管理総局(旧工商総局。日本の法務省に相当)は、「会社登記管理実施弁法」(国家市場監督管理総局令第 95 号。以下「**会社登記規則**」という。)を公布し、2025 年 2 月 10 日に施行した。

中国の商業登記に関する法令として、既存の「会社法」、「市場主体登記管理条例」や「市場主体登記管理条例実施細則」などに加え、今回新しく施行された会社登記規則は、会社(公司)の登記に特化されたものである。同規則においては、会社登記に関するルールが多数設けられているが、本稿では、中国現地でビジネスを展開する日系企業の実務に関係性が強いものとして、資本金粉飾対策強化と役員登記強制抹消公示制度を取り上げて解説する。なお、特記がない限り、本稿における「会社」と「公司」は、中国において最も一般的な会社形態である有限責任公司のみを指し、上場企業などに採用されている会社形態である股份有限公司は除く。

一、資本金粉飾問題

中国の「会社法」が 1994 年 7 月に施行されてから 2014 年 3 月までの約二十年間において、中国で会社を設立するためには、各株主が資本金を事前に払い込んだうえで、会計事務所などの専門機関による出資検査(「验资」とも呼ばれる)を受け、資本金の納付済みを確認する「出資検査報告書」、設立申請書、定款などの資料を用意しておく必要があった。

その後の会社法改正によって、2014 年 3 月から、上記の一律の出資検査義務が廃止され、株主が会社を設立する場合は資本金を事前に払い込む必要がなくなり、設立後に定款に記載された出資期限に従って出資することが可能となった。この改正はもともとは会社設立のハードルを下げ、起業を促進するためのものであったが、当時は出資期限の法的上限がなかったため、実務上、「多額の資本金+長期的な出資期限」のセットで登記しておき、高い資本力があるように見せかけながら、出資義務の履行を数年後、ひいては数十年後に先送りするような悪用例が頻発していた。

これがいわゆる「資本金粉飾問題」であり、実態の伴わない「ペーパーカンパニー」によく用いられている手法の一つである。

一例を挙げると、2023 年 9 月に海南省で「全新概念(三亜)投資集团有限公司」という会社が設立された。登記情報(図 1 参照)によると、同社の資本金は 9,500 億ユーロ(約 152 兆日本円に相当。)であり、その出資期限は設立後の 10 年間と設定されている。これほどまでに莫大な資本金を有しながら知名度が全くないというのは、いかにも怪しく見える。案の定、2023 年 11 月に現地の登記機関は同社と連絡が取れないという理由で、同社を「経営異常名録」に記載した。同社は挙句の果てには公的機関からもペーパーカンパニーと認定される始末であった。

国家企业信用信息公示系统
National Enterprise Credit Information Publicity System

企业信用信息 | 经营异常名录 | 严重违法失信名单

请输入企业名称、统一社会信用代码或注册号

全新概念 (三亚) 投资集团有限公司 存续 (在营、开业、在册)

该企业被列入经营异常名录, 点击查看详情

统一社会信用代码: 91460000MAD0JDAK76

注册号: [Redacted]

法定代表人: 李校豫

登记机关: 海南省市场监督管理局

成立日期: 2023年09月25日

发送报告 | 信息分享 | 信息打印

基础信息 | 行政许可信息 | 行政处罚信息 | 列入经营异常名录信息 | 列入严重违法失信名单 (黑名单) 信息 | 公告信息

营业执照信息

统一社会信用代码: 91460000MAD0JDAK76

注册号: [Redacted]

类型: 有限责任公司(港澳台法人独资)

注册资本: 95000000.000000万元

登记机关: 海南省市场监督管理局

住所: 海南省三亚市吉阳区迎宾路荣耀世纪大厦10楼1003号

经营范围: 一般项目: 以自有资金从事投资活动; 自有资金投资的资产管理服务; 创业投资 (限投资未上市企业); 融资咨询服务; 社会经济咨询服务; 安全咨询服务; 公共安全管理咨询服务; 教育咨询服务 (不含涉许可审批的教育培训活动); 自习场地服务; 企业总部管理; 技术服务、技术开发、技术咨询、技术交流、技术转让、技术推广 (除许可业务外, 可自主依法经营法律法规非禁止或限制的项目)

企业名称: 全新概念 (三亚) 投资集团有限公司

法定代表人: 李校豫

成立日期: 2023年09月25日

核准日期: 2023年09月25日

登记状态: 存续 (在营、开业、在册)

提示: 根据《市场主体登记管理条例》及其实施细则, 按照《市场监管总局办公厅关于调整营业执照照面事项的通知》要求, 国家企业信用信息公示系统将营业执照照面公示内容作相应调整, 详见https://www.samr.gov.cn/zfhxgk/fdzdglmr/djzj/art/2023/art_9c67139da37a46fc8955d42d130947b2.html

二、会社登記規則における資本金粉飾対策の強化策

以上のように出資の実態がないにもかかわらず、登記上では大きい資本金を持っているペーパーカンパニーが点在しているため、相手先の信用力を誤認して被害を受けている（例えば、誤った与信限度額の設定により債権が回収不能に陥ってしまうような）企業も珍しくはない。弊所が把握している限りにおいては、このような被害を受けている日系企業の現地法人も散見している。

資本金粉飾を規制すべく、2023 年の会社法改正（2024 年 7 月施行）により、資本金の納付期限は設立日から最大 5 年以内というルールが設定された。今回の会社登記規則では対策がさらに強化されており、具体的に、2024 年 7 月前に設立された会社が次のいずれか一つに該当する場合、登記当局はその実在性と合理性を調査することが可能であり、調査対象となった会社とその株主には協力義務が発生し、また、調査の結果、「異常」が判明した場合は、会社に対する是正命令が下されることとなる。

（異常が判定され得る条件）

- ・ 出資期限が 30 年以上
- ・ 資本金が 10 億人民元以上
- ・ その他の客観的な常識に明らかに反している状況

上記は行政手続きの一環であるとはいえ、企業の経営活動にとっても示唆に富んでいると言える。例えば、取引先の信用力調査や与信判断の際には、資本金が大きければ良いというわけではなく、資本金の規模がその経営範囲（事業目的）と経営状況に見合っているのかどうか、出資期限が異常に長いのかどうかなどを加味して検証するほうが望ましいと言える。無論、会社登記規則の下で中国当局からも「おかしい」と思われている出資期限が 30 年や資本金が 10 億元となっているような無名な会社とは付き合わないほうがよいであろう。

三、役員登記強制抹消公示制度

会社に関わる紛争のうち、持分/株式譲渡関連の紛争はよくあるタイプであり、勝訴すれば「裁判所の強制執行 → 登記機関での株主主義書換」というプロセスに移行する。ところが、役員登記のような人に関係する登記の強制変更は、そう簡単なものではない。弊所の経験上、たとえ裁判所の指示があったとしても、登記

当局が役員の変更登記になかなか応じてくれない場合がある。

役員の変更登記は、完全子会社においてであれば、あまり問題にはならないが、合併企業の場合は状況が若干異なる。例えば、合併相手側にて任命・推薦される役員には、退任すべき役員が退任しない、後任者の指定がない、音信不通の役員を変更できない、などの様々な問題が生じる可能性がある。中でも特に深刻な例としては、董事長（法定代表者）と連絡がつかないことによって董事長の署名を要する行政手続きが進められず、又は退任すべき董事が董事会に居座り続けることによって董事会が機能不全に陥ってしまうことなどがある。

今回の会社登記規則では、役員登記強制抹消公示制度が新設されている。具体的に述べると、発効した法的文書（判決や仲裁判断など）に明記されている変更登記義務を会社が履行せず、役員（法定代表者/董事/監事/高級管理職/分公司責任者）登記の強制抹消（中国語：涤除）を要請する「執行協力通知書」が裁判所から登記機関に発行された場合、登記機関はこの強制抹消に関する情報を社会に公示するものとされている。

内容としては、登記機関は単に「公示を行う」だけのようにも見えるが、前述のとおり、今まで登記機関は役員の強制変更登記に慎重な姿勢を保っていたため、今回の公示手続きの新設を受けて判決/仲裁判断に従った役員登記の強制抹消を間接的に認め、協力的な姿勢を示すようになるものと思われる。

新設された役員登記強制抹消公示制度が今後どのように運用されるのか、その実効性がどれほどになるのかについては、なおも確認を要する段階にあるが、会社登記規則の施行により、「裁判所/仲裁機関 → 登記機関」のリレーで役員登記を強制的に変更するハードルが一定の程度においては下がったとすることができる。実務へのアドバイスとしては、合併企業の定款や株主間契約書においては、合併企業と合併相手が役員変更登記義務を負い、それに従わなかった場合は提訴の対象になるという旨を明記するなど、役員登記の強制抹消まで持っていけるスキームを予め設定しておくというような対応方法が考えられる。

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>